

令和7年度 国民健康保険税

国民健康保険は、万が一の病気やケガなどに備えて、加入者がお互いに協力して掛金（国民健康保険税）を出し合い、病気やケガをしたときの医療費にあてる相互助け合いの制度です。納期限までに納めましょう。

お問い合わせ先

国民健康保険税の課税、納付に関すること

市役所宮前町庁舎 税務課

課税、減免… 市税係 ☎62-1116

納付… 収納係 ☎62-1115

国民健康保険に関すること

市民課国保年金係(本庁) ☎62-1118

各総合窓口センター・出張所

軽減制度について

●軽減制度（所得の少ない世帯）

前年中の世帯内の所得が一定基準額以下の世帯は、均等割額および平等割額が軽減されます。届け出は不要です。ただし、世帯内に所得未申告者がいると軽減の適用ができません。

※物価上昇の影響で軽減判定の範囲が縮小しないよう、5割軽減および2割軽減の軽減基準を見直し、軽減適用範囲が拡大されました。

基準日：4月1日（4月2日以降の加入、世帯主変更などがあったときは、その時点）

軽 減 判 定 基 準 額 (令和7年度)	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等※1の数－1)以下の場合	7割
43万円+30万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数※2)+10万円×(給与所得者等の数－1)以下	5割
43万円+56万×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数－1)以下	2割
※1 給与所得者…一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける方	
※2 特定同一世帯所属者…国保から後期高齢者医療制度に移行した方	

○合計所得のうち、土地・建物にかかる譲渡所得は特別控除前（損失がある場合は0円）、事業所得は専従者控除前の所得で判定されます。

○65歳以上の公的年金所得者は、公的年金所得から15万円を控除した額で判定されます。

軽減の判定のため、前年中の所得の申告をお願いします！

国民健康保険に加入している人は、前年中（前年1月1日から12月31日）の所得の有無にかかわらず、申告が必要です。収入がなかった方、遺族年金や障害年金等の非課税所得のみの方も申告をお願いします。

●軽減制度（未就学児）

子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、未就学児の均等割額が2分の1に減額されます。所得が少ない世帯の軽減が適用される場合は、軽減後の均等割額が2分の1に減額されます。届け出は不要です。

●軽減制度（産前産後）

次世代育成支援の観点から、出産する被保険者にかかる均等割および所得割について、出産日の属する月の前月から4か月間免除されます。個人番号が確認できる書類、母子手帳をお持ちのうえ、市民課国保年金係または各総合窓口センター、出張所でお手続きください。

●軽減制度（非自発的失業者）

倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）や、雇止めなどによる離職（特定理由離職者）をした人の保険税は、前年の給与所得を100分の30とみなして算定します。対象期間は、離職日の翌日の属する月から翌年度末までです。個人番号が確認できる書類、雇用保険受給資格者証、印鑑をお持ちのうえ、市民課国保年金係または各総合窓口センター、出張所でお手続きください。

国民健康保険税を滞納すると

災害など特別な事情がないのに国民健康保険税を滞納すると、一旦、医療費を全額自己負担しなければならない場合（被保険者資格証明書の交付）があります。

納税が困難な時はそのままにせず、早めに税務課収納係へ納税相談にお越しください。

減免制度について

次の①～③のいずれかに該当する場合で、納期限の延長や猶予を行っても、なお納めることができないと認められると、一時的な救済措置として減免される場合があります。申請する方は納期限までに税務課市税係へ申請書等を提出してください。

- ①震災、風水害、火災等の災害により、納税義務者等の所有する財産に甚大な損失を被った場合
- ②生活困窮のため、公私の扶助を受けているまたはこれに準ずると認められる場合
- ③失業、疾病、負傷等やむを得ない事情により、所得が皆無または著しく減少し、生計の維持が困難な場合

納税義務者は世帯主となります

国民健康保険税の納税義務者は世帯主になります。

世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯のどなたかが国民健康保険に加入している場合は、世帯主に納税通知書および納付書が送付されます。

納付方法（特別徴収・普通徴収）

①特別徴収（年金からの天引き）

②普通徴収（納付書または口座振替）

特別徴収の条件に該当しない方は、普通徴収となり「納付書」または「口座振替」により納めていただきます。
※口座振替は指定金融機関等での手続きが必要です。
※納付書での納付方法および納付場所、また納期限は、納付書・ホームページ・納税通知書等でご確認ください。

税率等と算定方式

国民健康保険税は、次の表①～③項目の3方式で算定し、1年間の税額が決まります。国民健康保険税は、医療分と後期高齢者支援金等分（以下「支援金分」という）、介護分（40歳から64歳の加入者がいる世帯のみ）を合算したものが課税されます。

本年度の税率等は次の表のとおりです。

- 所得割 各加入者の前年の所得から43万円を差し引いた額に税率を適用して計算
- 均等割 加入者1人あたりにかかる額
- 平等割 1世帯あたりにかかる額
- 特定世帯 国民健康保険から後期高齢者医療制度に加入した方がいる世帯のうち、国民健康保険の被保険者が1人だけの世帯（5年間限定）
- 特定継続世帯 特定世帯に該当して5年経過後、さらに3年間の軽減期間が延長された世帯
- 課税限度額 世帯に課税される年税額の上限

※医療分の課税限度額が65万円から66万円へ、支援金分の課税限度額が24万円から26万円へ変更となりました。

区 分	①所得割	②均等割 (1人あたり)	③平等割			課税限度額
			特定世帯以外	特定世帯	特定継続世帯	
医 療 分	8.50%	22,000円	22,000円	11,000円	16,500円	66万円
支援金分	2.50%	5,000円	5,000円	2,500円	3,750円	26万円
介 護 分	2.10%	7,000円	6,000円	6,000円	6,000円	17万円

特別徴収（年金からの天引き）の対象となる方 次の条件を全て満たしている方です。

4月1日に納税義務者（世帯主）が、国民健康保険の被保険者であること

国民健康保険の被保険者が、全員65歳以上75歳未満であること

納税義務者の特別徴収となる年金受給額が、年額18万円以上であること

納税義務者の介護保険料と国民健康保険税の合計額が、年金受給額の2分の1以下であること

※特別徴収初年度の方は、第1期、第2期、第3期分は普通徴収になります。

※世帯主が75歳になる年度は普通徴収になります。

特別徴収から口座振替による普通徴収へ変更ができます。
変更には要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

【特別徴収月】

4月・6月・8月
10月・12月・2月